

病衣貸借業務仕様書

(釜石病院、大槌病院共通)

病衣貸借に係る業務の仕様は、次のとおりとする。

〈基本的事項〉

- 1 業務を行うに当たっては、平成5年2月15日付厚生省健康政策局指導課長通達（指第14号）の衛生基準に従うとともに、クリーニング業法等関係法令に基き、常に清潔に留意し衛生的に処理するとともに、病院事業の運営に支障をきたさないように業務を遂行するものとする。
- 2 病院事業の運営上、各病衣数量については、別紙1「病衣の品質・数量・規格表」に記載された各病院の **1週間の使用枚数を常時院内に確保するものとする。**
- 3 病衣が不足した場合は、当院からの依頼により、速やかに不足分を納入するものとする。

〈洗濯等〉

- 4 病衣の洗濯の仕方は、一般的なものについては、通例に従い高温洗濯とし、特に汚染の著しいものについては、染み抜き等を履行すること。

〈補修〉

- 5 病衣の補修は、必要の都度行うものとする。

〈納品日時〉

- 6 病衣の納入日は、病院の指定する曜日（週1回）とし、納入場所は、病院の寝具室とする。ただし、病院の都合により納入日を変更するときは、その変更した日とする。
- 7 納入数は、原則として洗濯物引渡数に同じとすること。
- 8 病衣は色ごとにまとめて納品をすること。

〈洗濯施設における取り扱い〉

- 9 洗濯施設における病衣の取り扱いは、次のとおりとする。
 - (1) 洗濯物は清潔、不潔と区分し、保管のために必要な業務用の戸棚及び容器を備え、かつ、その仕様区分を表示しておくものとする。
 - (2) 洗濯物を収集及び配送する場合の容器は、洗濯又は仕上げが終わらないものと区分しておくこと。
 - (3) 洗濯物を処理する施設及び格納する倉庫、並びに容器は随時薬品等で消毒すること。

〈伝票〉

- 10 病衣の受け渡しを明確にするため、洗濯物引渡伝票により行うこととする。
- 11 納品伝票は、原則として洗濯物引渡伝票に同じとすること。

〈その他〉

- 12 回収および納入にかかる費用は賃借料金に含まれるものとする。
- 13 賃借料金の計算期間は、暦月を基準とした1箇月間とする。
- 14 この仕様書に定めのないものは、その都度、協議するものとする。